

平成 3 1 年 度 第 1 回  
野 田 市 ホ テ ル 等 審 議 会

日 時 平成 3 1 年 4 月 2 5 日 (木)  
午後 2 時 3 0 分 から

場 所 野田市保健センター 3 階 大会議室

次 第

- 1 開会
- 2 議案第 1 号 会長及び副会長の選出 (公開)
- 3 会議の公開について
- 4 議案第 2 号 ホテルの建築がラブホテル等に該当するか否かについて  
(本日の会議において公開又は非公開を決定する予定です。)
- 5 閉会

## 野田市審議会等の会議に関する要項の解釈及び運用（抜粋）

### 2 会議の公開

審議会等（法律又は条例の定めるところにより附属機関として設置されるもののほか、要綱に基づき設置される協議会、懇談会等をいう。以下同じ。）の会議は、公開するものとする。ただし、次に掲げるいずれかに該当する場合は、当該会議を公開しないことができる。

- ① 法令等に特別の定めがある場合
- ② 審議会等が当該会議において、野田市情報公開条例（平成8年野田市条例第25号。以下「条例」という。）第6条各号の規定に該当する情報に関し審議する場合
- ③ 審議会等が当該会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認める場合

### 3 会議の非公開の決定

- ① 審議会等の会議の非公開の決定は、審議会等の長が当該審議会等に諮って行うものとする。
- ② 審議会等は、会議の非公開の決定をしたときは、その事由を明らかにするとともに、会議の非公開に関する報告書（様式第1）を市長に提出するものとする。